

『南相馬市屋内遊び場（小高区子どもの遊び場）』に係るご意見等 への対応方針について

令和 2 年 7 月 2 2 日小高区地域協議会においてご答申いただいた諮問事項について、ご審議中にいただいたご意見等への対応方針を整理いたしましたので、ご報告させていただきます。

1. 諮問事項

南相馬市屋内遊び場条例等の制定及び関係条例の一部改正について

2. ご意見等と対応方針

- (1) 「条例第 5 条 利用者の範囲」について、「小学生以下」とあるが、中学生も利用できるようにすべきではないか。

「条例第 5 条第 1 項第 3 号 その他市長が適当と認める者」の規定を補足するため、別途「内規」を定め、中学生の利用も可能といたします。

ただし、小学生以下の安全な遊びの機会を確実に確保するため、中学生の利用方法・居住地域等については一定の制限を加えるものといたします。

- (2) 旧小高幼稚園については、過去に雨漏りが発生した経過があると記憶しているが、屋根の補修等が必要ではないか。

平成 2 9 年 4 月の小高幼稚園再開に合わせ、平成 2 8 年度に屋根補修等の工事を行っており、それ以降、雨漏りは発生しておりません。

なお、施設の再利用にあたっては、施設設備等の再点検を行い、万全の状態ですべて「小高区子どもの遊び場」としての再生を迎えられるよう努めてまいります。